

地方財政審議会付議（説明）案件

令和3年5月25日（火）

（案件名）

令和3年度5月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）
（地方財政審議会の意見の聴取）

第三十三条 総務大臣は、第三十条第二項第二号イ若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課
課長補佐 稲木 宏光
（内23511）

令和3年度5月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第31条に基づいて、令和3年度5月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

1, 184億円(2月～4月における譲与税及び交付税配付金特別会計の収納額)

・前年度5月期比 ▲37億円(▲3.0%)

4 譲与日

令和3年5月31日(月)

5 譲与基準等

譲与総額	特別法人事業税収入額《注》
譲与基準	人口 ※財源超過団体に対する譲与制限あり
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
令和2年度譲与実績	16,606億円
令和3年度地財計画	12,627億円

《注》令和2年2月以降に国に払い込まれた地方法人特別税については、特別法人事業譲与税の原資とみなして譲与。

(案)

総 税 企 第 号
令和 3 年 5 月 3 1 日

各 都 道 府 県 知 事 あて

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

特別法人事業譲与税譲与金の譲与について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 4 号）第 3 1 条の規定に基づいて譲与すべき特別法人事業譲与税譲与金を令和 3 年 5 月 3 1 日に別添の金額のとおり譲与します。

令和3年度5月期 特別法人事業譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金額	
		うち錯誤措置すべき金額
北海道	5,013,873	1
青森	1,218,840	0
岩手	1,192,129	0
宮城	2,174,368	0
秋田	953,185	0
山形	1,047,069	0
福島	1,783,207	0
茨城	2,717,590	0
栃木	1,839,308	1
群馬	1,838,245	0
埼玉	6,769,842	2
千代田	5,797,325	1
東京都	12,591,463	5
神奈川県	8,502,380	-20
新潟	2,146,759	0
富山	993,441	1
石川	1,075,127	0
福井	732,963	0
山梨	777,859	0
長野	1,955,344	1
岐阜	1,893,015	0
静岡県	3,447,377	1
愛知県	6,971,630	1
三重	1,691,744	0
滋賀	1,316,338	0
京都	2,431,926	0
大阪	8,235,260	1
兵庫県	5,156,477	1
奈良	1,271,061	1
和歌山	897,714	0
鳥取	534,244	0
島根	646,890	0
岡山	1,790,181	0
広島	2,649,593	0
山口	1,308,710	0
徳島	704,075	0
香川	909,531	0
愛媛	1,290,575	1
高知	678,495	0
福岡	4,752,847	1
佐賀	775,904	0
長崎	1,283,051	0
熊本	1,664,079	1
大分	1,086,614	0
宮崎	1,028,601	0
鹿児島	1,535,518	0
沖縄	1,335,576	0
合計	118,407,343	0